

## [資料] 改訂プラン・コンタブルの財務諸表様式

その他のタイトル	[Material] Documents de synthese destines a figurer dans le plan comptable general revise
著者	高尾 裕二
雑誌名	関西大学商學論集
巻	23
号	3-4
ページ	274-303
発行年	1978-10-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00020970">http://hdl.handle.net/10112/00020970</a>

## 【資 料】

## 改訂プラン・コンタブルの財務諸表様式

高 尾 裕 二

## (I) 本稿の内容

フランスにおける会計統一化政策の手段の一つであるプラン・コンタブル<sup>(1)</sup>は、1947年作成、1957年改訂され現在に至るが、社会的・経済的諸環境の変化、関連諸法規の整備・改正等にともない、一般会計指針に対する社会の諸要請により一層適応すべく、現行プラン (Plan Comptable Général 1957) について1971年3月以降改訂作業が進められてきた<sup>(2)</sup>。以来すでに7年を経過しているが、今時、国家会計審議会により改訂プラン・コンタブルの財務諸表様式が確定、公表されるに至った。

本稿は上記様式が記載されている国家会計審議会四半期通報 (1978年1月第33号) の資料第14号の訳出を中心に、あわせて改訂の経緯、提示された様

- 
- (1) 中村宣一郎著『会計統一化政策』昭和51年、ミネルヴァ書房刊、100ページ。
- (2) プラン・コンタブルの改訂作業は、1971年3月17日に大蔵大臣の要請にもとづいて正式に開始されたが、その際改訂を要する理由としてあげられたのは、つぎの3点であった。
- a) 経済的・法的条件の変化に対して調整を行うこと。
  - b) 経営者・管理者、社会会計担当者、企業の利害関係者とりわけ株主をはじめとする投資家などに対する会計情報を改善すること。
  - c) 最新のデータ処理装置を用いてデータの収集と分類の厳密性およびその処理の弾力性を高めること。前掲書、64ページ。

式・体系について上記通報にもとづき若干の説明を試みたものである。<sup>(3)</sup>

なお本稿作成にあたり、貴重な資料の提供のみならず術語解説その他数々の御教示を与えて下さった甲南大学教授中村宣一朗先生に、厚く謝意を表するものである。<sup>(4)</sup>

## (Ⅱ) 改訂の経緯<sup>(5)</sup>

現行プランの改訂作業はいくつかの委員会により分担されたが、会計の形式的側面である財務諸表様式については、1971年3月24日付で設置された会計報告書・分類委員会 (Commission des Documents de Synthèse et Nomenclatures Comptables) が担当し、以後さまざまな財務諸表様式について活発な研究活動が行われた。

会計の形式的側面における改訂経緯で看過できない一つの重要な争点は、各会計報告書につき単一形式のみを確定様式とするか、企業規模に見合った多元形式を容認するかであった。

上記委員会の方針は、基本様式たる正規モデル (modèles normaux) とは別個に中小企業向け単純モデル (modèles simplifiés) の会計報告書をも考慮した多元形式の立場であったと推察される。ただし単純モデルとはいえ、正規モデルと無関連ではなく、正規モデル上での詳細な科目分類をその相互関連性にもとづき一定の次元で統合したより上位の項目のみを会計報告書上記載項目とした簡潔モデルであり、情報利用時の有用性・比較可能性を損わないよう十分な配慮がなされたモデルである。

---

(3) 現行プラン、1975年2月会計報告書分類委員会の答申、改訂プランにおける財務諸表様式の比較・検討は本稿が資料であることをも考慮して差し控えた。この点については別稿で明らかにしたい。

(4) 本稿での誤りが筆者自身のものであることは、言うまでもない。

(5) (Ⅱ)、(Ⅲ)は Bulletin Trimestriel du Conseil national de la comptabilité N°33-Janvier 1978, Révision du Plan Comptable Général の内容を要約したものである。

当委員会によれば様式の多元形式を容認する根拠として次の2点が主張される。

- (i) 各企業は自己の構造・規模に最も適した情報水準を選択できる。
- (ii) 情報利用者としての行政機関は、本来的要求に加えて企業をとりまく諸条件を勘案することによる個別の要求をも満たすことができる。

会計報告書・分類委員会の方針は総会において却下されるに至ったが、この間の事実は1975年2月当委員会が提案し総会において承認された答申が、<sup>(6)</sup>貸借対照表・成果計算書・資金計算書につき単一形式であることから明らかである。

しかし最終的には、他委員会の作業の完成と EEC 第4次指令案の動向につきその後の調整を行なうことを条件に当委員会の方針は総会において承認されることになる。この間の経緯は明白ではないが、イギリス・アイルランド・デンマークの共同体加盟にともなう第4次指令案の修正作業、とりわけ(i)年次報告書の構造ならびに年次報告書に関する義務、(ii)関連企業の規模に関する指令案条文の適用範囲、の2点についての帰趨が、単一形式（基本様式のみ）の会計報告書という総会の基本方針を修正させる要因となったものようである。

### (Ⅲ) 各様式体系の適用範囲ならびに相互関連性

(Ⅳ) で明らかかなように改訂プランにおいては、大別して単純計算書体系 (système de comptes simplifié)、展開計算書体系〔基本体系〕 (système de comptes développé, système de base)、補完体系 (système complémentaire) の3体系が提示されているが、1977年12月6日付国家会計審議

---

(6) Rapport générale de le Commission des Documents de Synthèse et Nomenclatures Comptable, 1975. この答申の内容については、たとえば中村前掲書、126～134ページ。青木脩著『フランス会計制度論』森山書店刊、昭和52年、217～230ページ。野村健太郎稿『フランス会計制度改正の方向』『企業会計』27巻11号、1975、75～81ページ。参照。

会総会において承認された方針は以下のようである。

- (1) 単純計算書体系にもとづく会計報告書は、基本体系にもとづく会計報告書の作成が必ずしも妥当でない規模の諸機関において作成される。
- (2) 基本体系は、中・大規模の諸機関が具備しなければならない一般会計の基本項目からなる会計報告書様式である。
- (3) 補完体系は、経営内容をより明らかにするため基礎資料を十分に活用する報告書として提示されたものである。

次に3体系の相互関連性であるが、まず弾力的でなければならないことが指摘される。単純体系にもとづく会計報告書を作成していた企業が必要と認めた場合には基本体系の報告書の作成を選択することができる、換言すれば、単純体系から基本体系への移行は、それが必要であり、また望ましいと考える企業にとってなんら困難を伴うものであってはならない。<sup>(7)</sup>

期中に記録されたフロー勘定とストック勘定の完全かつ首尾一貫した体系を介して財務的・経済的課題について、企業の構造や経営過程を分析するための補完体系は、基本体系の延長として位置づけられる。国家会計審議会によれば、当該体系はなんら強制的な性格を有するものではなく、企業は補完体系にもとづく報告書を作成しないことも、部分的に作成することも、報告書の形式・外観を全体のうちから選択することも可能であるとされる。

#### (IV) 国家会計審議会四半期通報（1978年1月第33号）

##### 資料第14号<sup>(8)</sup>（全訳）

##### 単純体系報告書と展開体系報告書

単純体系報告書ならびに展開体系報告書の作成・提示に際して以下の規範

- 
- (7) 基本体系から単純体系への移行については、明確に記述されていない。
  - (8) Documents de Synthèse et Nomenclatures Comptables, Annexe au Bulletin N°-33, Document N°14.

に従う。

財務諸表は貸借対照表、<sup>(1)</sup>成果計算書、付属明細表から成る。

財務諸表はプラン・コンタブル・ジェネラルの諸基準にもとづいて作成される。財務諸表はあらゆる環境において、企業の成果ならびに企業の財産や財政状態に関し信頼しうる情報を提供するものでなければならない。この点については、プラン・コンタブル・ジェネラルの諸基準に例外を設定する必要がある場合においても変わることはない。ただし、そのような例外が生じた場合には、付属明細表に明記され、詳細な説明の対象にならねばならない。

明示されていないが、財務諸表作成にあたり想定されている公準は以下のものである。

<sup>(2)</sup>  
経営の連続性

会計方法の継続性

期間の独立性

他の公準が想定される場合には、付属明細表において想定される公準を明記し、その想定理由の詳細な説明がなされねばならない。

貸借対照表ならびに成果計算書の作成は勘定形式によっても報告形式によっても行なわれる。期間を通して同一形式で作成することは、個々の項目の期間別比較を可能にするに違いない。

財務諸表記載の項目については、項目が適正な情報要求に答えるという目的から必要である限り、会計用語委員会の基準に従い項目の内訳が明らかにされる。つまり情報利用者の企業の財産、財政状態ならびに成果についての判断に影響するいかなる事実についても明らかにすることが必要である。

プラン・コンタブル・ジェネラルが明確に規定している場合を除いて、貸方項目と借方項目または費用・収益項目間の報告書段階でのすべての相殺は

---

(1) ヨーロッパ第4次指令の適用を受ける企業は、当該計算書を成果計算書（《損益計算書》）と呼ぶ。

(2) 経営活動の態様ならびに範囲に著しい変化がない。

許されない。

財務諸表は次の目的をもつ。

企業の財産状態を明らかにすること。

当期の包括的純成果を確定すること。

貸借対照表は、企業の資産、負債、資本に属する各項目についての定期的な状態を示す。

貸借対照表は、作成日における企業の債権債務状況ならびに運用する経営手段の状況を示す。

成果計算書は、当該期間における費用・収益の変動を記録した経営勘定にもとづいて作成される。

成果計算書は、当該期間における費用・収益の変動の記録から導き出される差額（利益または損失）を明らかにする。

付属明細表は、その他の財務諸表のよりよい理解のために必要な説明を行なう報告書であり、他の財務諸表に記載されている情報を必要な限り補足し異なった形式で表示する報告書である。

付属明細表におけるいかなる記載内容も、原則として貸借対照表や成果計算書に記載されるようなプラン・コンタブル・ジェネラルで通常規定されている項目に取って代るものではない。

単純計算書体系の雛型ならびに展開計算書体系の雛型の2つの様式はすでに確定されている。<sup>(1)</sup>

付属明細表については《情報》委員会がその活動を終了した時点で2つの様式が確定さされるであろう。

---

(1) これらの報告書は勘定形式によるが、報告形式による報告書も将来作成されるであろう。

## 単純計算書体系

- a. 貸借対照表
- b. 成果計算書



成 果 計 算 書

費用 (税引)	第n期	第n-1期	収益 (税引)	第n期	第n-1期
経 営 費 用 商品・原材料・消耗品仕入高 たな卸高増減* その他の外部費用 租税公課 人件費 減価償却費・引当金繰入額 その他の経営費用 支払利息・その他の類似費用(財務費用)			経営収益 商品売上高 製品売上高(I) 製品たな卸高増減* 営業助成金収入 その他の経営収益 受取利息・その他の類似収益(財務収益)		
経営費用合計(I).....	×	×	経営収益合計(I).....	×	×
特別損失(II).....	×	×	特別利益(II).....	×	×
法人税(III).....	×	×	収益合計(I+II).....	×	×
費用合計(I+II+III).....	×	×	借方残高：損失.....	×	×
貸方残高：利益.....	×	×	総 計.....	×	×
総 計.....	×	×	総 計.....	×	×

\*期末たな卸資産有高から期首たな卸資産有高を控除  
(1) 用役提供を含む

\*期首たな卸資産有高から期末たな卸資産有高を控除

## 展開計算書体系（基本体系）

- a. 貸借対照表
- b. 成果計算書





成果計算書雑型(基本体系)  
 (《損益計算書》)

費 (税 引)	第n期	第n-1期	収 (税 引)	第n期	第n-1期
経営費用(財務費用は除く) 商品仕入高(および包装材料仕入高) たな卸高増減* 原材料・消耗品仕入高 たな卸高増減* その他の外部費用 租税公課 賃金・給料 社会保険関連費 減価償却費・引当金繰入額(予見計算費用) 固定資産：減価償却費 固定資産：引当金繰入額 流動資産：引当金繰入額 危険引当金繰入額・費用配分引当金繰入額 その他の費用 経営費用合計(A).....	×	×	経営収益(財務収益は除く) 純売上高 商品売上高 製品売上高(I) 小計(A)..... 製品たな卸高増減 自家用生産高 営業助成金収入 償却累計額戻入・引当金戻入(財務的性 格を有するものは除く) その他の収益(B) 小計(B)..... 経営収益合計[A+B](I).....	×	×
共同事業に対する成果分配額(II).....	×	×	共同事業に対する成果分配額(II).....	×	×

成果計算書雑型 (基本体系) [つづき]  
 (《損益計算書》) [つづき]

費用 (税引)	第n期	第n-1期	収益 (税引)	第n期	第n-1期
財務費用			財務収益		
減価償却費・引当金繰入額(予見計算費用)			参加会社からの収益		
支払利息・その他これに準ずる費用	×	×	その他の有価証券ならびに長期債権からの収益		
換算差損			受取利息・その他これに準ずる収益		
財務費用合計(Ⅲ).....			償却累計額戻入・引当金戻入		
特別損失			換算差益		
特別損失費用			財務収益合計(Ⅲ).....	×	×
経営外費用			特別利益		
減価償却費・引当金繰入額(予見計算費用)			経営外収益		
特別損失合計(Ⅳ).....	×	×	資本的利得		
従業員利潤分配額(Ⅴ).....	×	×	償却累計額戻入・引当金戻入		
法人税(Ⅵ).....	×	×	特別利益合計(Ⅳ).....	×	×
費用合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ+Ⅴ+Ⅵ).....	×	×	収益合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ).....	×	×
貸方残高 = 利益	×	×	借方残高 = 損失	×	×
総計	×	×	総計	×	×

(1) 用役提供を含む (2) 経営費用振替を含む

\*期首たな卸資産有高から期末たな卸資産有高を控除

## 補完体系報告書

基本体系で明らかにされた規定は、すべて補完体系に適用される。

しかしながら、一期間の財務諸表全体の作成に際しては、各関係会社に以下の点が認められる。

企業本来の活動を追跡し方向づけを行なうこと。

株主・社員や第三者が要求する権利のある情報や保護を確保するため、彼らに《計算書》の提示を行なうこと。

経済的利害関係者による標準化された情報収集を容易にすること。

従って上記の目的を達成するためには、単に貸借対照表、成果計算書、付属明細表だけでなく、同様に資金計算書をも包括したすべての財務諸表を定型化する情報の体系が必要である。

しかし、管理目的に計算書を利用する場合、容易に必要な情報を得るためには、情報体系内での首尾一貫性が是非とも必要である。それゆえ基本体系報告書の次に以下のような修正と添付をもって補完体系を提示する。

### 貸借対照表

貸借対照表上、債権・債務項目につき、経営活動に直接かかわる取引に関する債権・債務項目とその他の債権・債務項目間に補足的内訳が示される。

企業の勘定プランが、これらの要求に適合することを条件として債権・債務の置き替えられる項目一覧表を補完体系の貸借対照表に組み入れることにより、基本体系の貸借対照表から補完体系の貸借対照表に移行することができる。

## 成果計算書

成果計算書において、費用・収益の記載については以下のような管理用区分残高を算定することが容認される。

売上総利益		
商品売上高	}	残高 = 売上総利益
- 売上原価 (1)		
生産高		
売上総利益	}	残高 = 生産高
+ 製品売上高		
± 製品たな卸高増減		
+ 自家用生産高		
生産付加価値		
生産高	}	残高 = 生産付加価値
- 中間消費高 (原材料・消耗品仕入高±たな卸高増減+その他の外部費用)		
粗経営余剰		
生産付加価値		
+ 営業助成金収入	}	残高 = 粗経営余剰
- 租税公課		
- 人件費 (賃金・給料+社会保障関連費)		

---

(1) 売上原価	}	当期商品仕入高
		+ 付随費用*
		± 商品たな卸高増減

\*外部付随費用は、期末において形態別費用勘定から抜き出され、直接仕入下位勘定に繰り入れられる。当該費用は付属明細表上形態別に分類されねばならない。

経営成果（財務費用・財務収益加減前）

粗経営余剰	}	残高＝経営成果（財務費用・財務 収益加減前）
+償却累計額戻入・引当金戻入（財務的性 格を有するものは除く）		
+その他の収益（経営費用振替を含む）		
-減価償却費・引当金繰入額（固定資産流 動資産，危険引当金，費用配分引当金）		
-その他の費用		

経営成果（または経常成果）

経営成果（財務費用・財務収益加減前）	}	残高＝経営成果または経常成果
±共同事業に対する成果分配額		
+財務収益		
-財務費用		

特別成果<sup>(1)</sup>

特別収益	}	残高＝特別成果
-特別費用		

資産譲渡利得・資産譲渡損失

資産譲渡価額（その他臨時取引にかかる 収益）	}	残高＝譲渡利得または譲渡損失
-譲渡資産簿価（その他臨時取引にかかる 費用）		

当期純成果

経営成果（または経常成果）	}	残高＝当期純成果
±特別成果		
-従業員利潤分配額		
-法人税		

(1) EEC第4次指令にかかわるすべての企業は、当該企業に適用される様式上でこの成果を明示しなければならない。

## 覚 書

1. 一期間のたな卸資産の増減高を算定するために結合様式に従った付属明細表を成果計算書に結合することができる。

2. 成果計算書付属明細表は中小企業が望ましいと考える場合、完全な分析会計によることなく、一般会計において経営費用を機能別に分類することを可能ならしめるように作成されたものである。

## 資金計算書

すべての資金計算書雛型は、企業財産に影響する会計的変動を分析することを可能にするように作成される。

資金計算書は会計用語を用いて識別され分類される情報にもとづいて作成される。資金計算書は期中におけるすべての勘定に影響する借方・貸方の変動を必要な限り細分して記載される。

資金計算書は特に以下の点に関する情報を含む。

金融ならびに運転資本の変動

現金資金の内容とその使途

補完体系におけるフローの再分類は企業の期首貸借対照表と期末貸借対照表間の財務的結合を確保する《資金計算書》雛型で行なわれる。

自己金融については結合様式において規定された条件に従い、粗経営余剰から計算することができる。

## 補完体系

- a. 貸借対照表
- b. 成果計算書(管理用区分残高計算表を含む)
- c. たな卸資産変動付属明細表
- d. 経営費用付属明細表
- e. 自己金融能力算定表
- f. 資金計算書

## 補完体系による貸借対照表の作成

基本体系による貸借対照表記載の債権項目ならびに債務項目に置き替えられる  
項目一覧表

経営債権	金融債務
売上債権・それに準ずる勘定	出資者からの債務
その他の経営債権	転換社債
その他の債権	社  債
当期払込資本請求権	信用設定にもとづく借入金(1)
	借入金・その他の金融債務
	得意先前受金内金
	経営債務
	買入債務・それに準ずる勘定
	未払税金・未払社会保障関連費
	その他の経営債務
	その他の債務
	固定資産未払金・それに準ずる勘定
	未払税金
	その他の債務
	— (1)当座借越を含む





## 補完体系による成果計算書の作成

売上総利益および付加価値算定のため、基本体系による成果計算書記載の費用・収益項目に置き替えられる項目一覧表

商品売上原価(税引) 商品仕入高(および包装材料仕入高) 〔付随費用を含む(1)〕 *たな卸高増減土 貸方残高：売上総利益	商品売上高(税引)
中間消費高(税引) 外部仕入高〔付随費用を含む(1)(2)〕 原材料仕入高 その他の材料仕入高・受給品仕入高 *たな卸高増減土 その他の外部費用 外注加工費 外部用役費 外部人件費 賃借料(動産および不動産別表示) その他の外部用役費 貸方残高：付加価値	売上総利益(1) 製品売上高 売上高 完成工事高 用役提供高 製品たな卸高増減土 製品 仕掛品 自家用生産高
(1) 形態別に分類して付属明細表に含める(仕入に含まれる関税は除く) (2) 随時 *期首たな卸有高から期末たな卸有高を控除	(1) 随時



成果計算書(つづき)  
(損益計算書)

費用 (税引)	当期		前期		収益 (税引)	当期		前期	
	小計	小計	小計	小計		小計	小計		
共同事業に対する成果分配額		×	×	×	共同事業に対する成果分配額		×	×	×
財務費用		×	×	×	財務収益		×	×	×
減価償却費・引当金繰入額(予見計算費用)	×				参加会社からの収益	×			
支払利息・その他これに準ずる費用	×				その他の有価証券ならびに長期債権から収益	×			
換算差損	×				受取利息・その他これに準ずる収益	×			
特別損失		×		×	償却累計額戻入・引当金戻入	×			
経営外費用		×		×	換算差益	×			
資本的損失					特別利益		×		×
固定資産・有価証券簿価	×		×		経営外収益				
その他の資本的損費	×		×		資本的利得				
減価償却費・引当金繰入額(予見計算費用)					固定資産・有価証券譲渡価額	×			
法定引当金繰入額		×		×	投資助成金収入	×			
減価償却費・その他の引当金繰入額		×		×	その他の資本的利得	×			
従業員利潤分配額					償却累計額戻入・引当金戻入	×			
法人税		×		×	総計		×		×
総計		×		×	総計		×		×
資産譲渡損失	×		×		資産譲渡利得		×		×

管理用区分残高計算表

収 益	費 用（差引）	当期区分残高	前期区分 残 高
商品売上高 （合計Ⅰ）	売上原価 （合計Ⅱ）	売上総利益 （合計Ⅰ－合計Ⅱ）	左記に同じ
製品売上高、在庫高 自家用生産高	たな卸高減少	生 産 高 （部分合計）	左記に同じ
売上総利益 生産高 （合計Ⅲ）	中間消費高 （合計Ⅳ）	生産付加価値 （合計Ⅲ－合計Ⅳ）	左記に同じ
生産付加価値 経営助成金収入 （合計Ⅴ）	租 税 公 課 人 件 費 （合計Ⅵ）	粗経営余剰 〔または粗経営損失〕 （合計Ⅴ－合計Ⅵ）	左記に同じ
粗経営余剰 経営費用戻入 その他の収益 （合計Ⅵ）	または粗経営損失 減価償却費・引当金繰 入額 その他の費用 （合計Ⅶ）	経営成果 （財務損益加減前） 〔利益または損失〕 （合計Ⅵ－合計Ⅶ）	左記に同じ
経営成果 （財務損益加減前） 〔利益〕 共同事業に対する成果 分配額（利益） 財務収益 （合計Ⅷ）	または経営成果 （財務損益加減前） 〔損失〕 または共同事業に対す る成果分配額（損失） 財務費用 （合計Ⅸ）	経営成果（または税引 前経営成果） 〔利益または損失〕  （合計Ⅷ－合計Ⅸ）	左記に同じ
特別利益 （合計Ⅹ）	特別損失 （合計Ⅺ）	特別成果 〔利益または損失〕 （合計Ⅹ－合計Ⅺ）	左記に同じ
経営成果（利益） 特別成果（利益）  （合計Ⅻ）	または経営成果（損失） または特別成果（損失） 従業員利潤分配額 法人税 （合計Ⅼ）	当期純成果 〔利益または損失〕  （合計Ⅻ－合計Ⅼ） または （収益の部合計－費用 の部合計）	
資産譲渡価額	譲渡資産簿価	資産譲渡利得 資産譲渡損失	左記に同じ

## たな卸資産変動付属明細表

たな卸資産形態	期末残高	期首残高	たな卸高増減	
	a	b	増加 a-b	減少 b-a
転売たな卸資産（商品・包装用材料）……………				
小計Ⅰ……………	×	×	×または×	
たな卸高増減				
外部仕入たな卸資産				
原材料……………	×	×	×または×	
消耗品……………	×	×	×または×	
小計Ⅱ……………			×または×	
たな卸高増減				
製品たな卸高				
生産高（半製品，完成品，その他の副産物）				
小計Ⅲ……………	×	×	×または×	
たな卸高増減				
仕掛品				
仕掛品……………	×	×	×または×	
未成工事高……………	×	×	×または×	
未成研究・用役給付……………	×	×	×または×	
小計Ⅳ……………			×または×	
たな卸高増減				

## 経営費用付属明細表

借 方	経営費用（税引）			
	営業部門費	生産部門費	共通部門費	合計
商品仕入高（および包装材料仕入高）……………	×			×
転販たな卸資産増減高(1)……………	±×			±×
売上原価（税引）……………	×			
外部仕入高……………	×	×	×	×
外注加工費……………		×		×
外部用役費……………	×	×	×	×
租 税 公 課……………	×	×	×	×
人 件 費……………	×	×	×	×
経営予見計算費用……………	×	×	×	×
経営費用戻入（差引）……………	-×	-×	-×	-×
外部仕入たな卸資産増減高(1)……………	±×	±×	±×	±×
営業部門費（税引）……………	×			
製品たな卸高増減……………		±×		±×
自家用生産高（差引）……………		-×		-×
生産部門費（税引）……………		×		
共通部門費（税引）……………			×	
経営費用合計（税引） 〔売上高（税引）と対応〕…			×	×

(1) 増加の場合は控除，減少の場合は加算

## 自己金融能力算定表

粗経営余利
± その他の収益・その他の費用
± 共同事業に対する成果分配額
+ 財務収益（予見計算費用戻入は除く）
- 財務費用（予見計算費用は除く）
+ 特別利益（資産譲渡価額・予見計算費用戻入は除く）
- 特別損失（資産簿価・予見計算費用は除く）
- 従業員利潤分配額
- 法人税
= 当期自己金融能力

資金計算書 雑型

使 途	第n期	第n-1期	源 泉	第n期	第n-1期
	〇	〇		〇	〇
支払充当(2)			自己金融能力(1)		
固定資産購入			固定資産譲渡・払戻し		
無形固定資産			無形・有形固定資産譲渡		
有形固定資産			投資譲渡・払戻し		
投 資			増 資		
減資(資本金, 出資金払戻し)			資本金または出資金増加		
債務返済			その他の増資		
出資者からの債務			負債増加		
借入金(当座借越は除く)			出資者からの債務		
金融債務			借入金(当座借越は除く)		
使途合計.....	〇	〇	金融債務	〇	〇
貸方残高: 運転資本増加(純源泉)			源泉合計.....	〇	〇
			借方残高: 運転資本減少(純使途)		
			自己金融(1)-(2)		

運転資本変動明細表	第 $n$ 期			第 $n-1$ 期
	使 途 (1)	源 泉 (2)	差 額 (1-2)	差 額
≪経営項目≫変動額 経営資産変動額 たな卸資産 仕入先前払金内金 得意先・それに準ずる勘定・その他の経営債権 経営負債変動額 得意先前受金内金 仕入先・それに準ずる勘定・その他の経営債務 A. ≪経営項目≫純変動額				
≪経営外項目≫変動額 その他の債権変動額 その他の債務変動額 B. ≪経営外項目≫純変動額 合計 A + B : 正 : 運転資本使途 または : 負 : 運転資本源泉 C. 現金預金・当座借越純変動額				
運転資本変動額 (A + B + C 合計)				
貸方残高 = 純源泉				
借方残高 = 純使途				

(昭和53年9月30日脱稿)